

横浜市スポーツ施設条例の一部改正について

1 改正の趣旨

駐車場が設置されていない横浜市港南スポーツセンターを除く市内 17 か所のスポーツセンターのうち、16 か所では駐車場を有料としています。

駐車場を無料としている横浜市緑スポーツセンターについて、第 3 期指定管理者と駐車場の利用料金制度導入の協議が整ったため、横浜市スポーツ施設条例を一部改正します。

2 改正の内容

横浜市緑スポーツセンター駐車場の利用料金上限額を、次のとおりとします。

なお、駐車場の利用料金上限額は、既に利用料金制度を導入している 16 か所のスポーツセンターと同額とします。

(1)大 型 車 ： 1 台 2 時間につき 1,500 円

(2)その他のもの： 1 台 2 時間につき 500 円

※実際の利用料金は、1 台 2 時間につき 300 円、以降 30 分ごとに 50 円とする予定です。なお、これは区庁舎駐車場を共用している青葉・栄スポーツセンターを除く、14 スポーツセンターの利用料金と同額です。

3 条例施行日

平成 29 年 4 月 1 日の施行を予定しています。